

平成28年11月15日

府中市長 高野 律雄 様

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 加 藤 隆



個人情報の収集について（答申）

平成28年9月26日付28府政広発第16号で諮問のあった標記事項について、府中市情報公開・個人情報保護審議会の意見を次のとおり答申いたします。

「生涯学習センター防犯カメラ設置及び運用事務」において行う、府中市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第7条に規定する収集禁止事項の収集は、条例第7条第2項第9号の「公益上特に必要」なものに該当すると認められます。ただし、本審議会で議論のあった音声の収集については、設置目的を鑑みると不要であると思われるので、収集しないような処置を行うことを条件とします。

また、「住民基本台帳事務」ほか3事務において行う、条例第15条に規定する電子計算組織の結合は、条例第15条第1項第2号の「職務執行上特に必要」なものに該当すると認められます。